

---

令和4年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和4年12月15日 (木曜日)

---

**議事日程 (第5号)**

令和4年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町バス運行事業整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 陳情第1号 2023年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第13 意見書案第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書(案)
- 日程第14 発議第5号 築上町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第15 発議第6号 築上町議会ハラスメント根絶条例の制定について
- 日程第16 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第4 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町バス運行事業整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- て
- 日程第9 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- て
- 日程第12 陳情第1号 2023年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第13 意見書案第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書(案)
- 日程第14 発議第5号 築上町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第15 発議第6号 築上町議会ハラスメント根絶条例の制定について
- 日程第16 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員(13名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 江本 守君   | 2番 吉原 秀樹君  |
| 3番 北代 恵君   | 4番 宗 晶子君   |
| 5番 丸山 年弘君  | 6番 池永 巖君   |
| 8番 工藤 久司君  | 9番 武道 修司君  |
| 10番 池亀 豊君  | 11番 田村 兼光君 |
| 12番 信田 博見君 | 13番 田原 宗憲君 |
| 14番 塩田 文男君 |            |

---

欠席議員(1名)

7番 鞆野 希昭君

---

欠 員(なし)



○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第90号令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）について。本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、コロナ禍において原油価格高騰等の影響を受けている私立保育所に補助金を交付すること、また築城保育所体育館外回り改修を行う経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第90号令和4年度築上町一般会計補正予算（第8号）について。本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、債務負担行為として統合型GISシステム導入にするための予算、「メタセの杜」の並木道路整備をするための経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第90号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長、副委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、委員長、副委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2、議案第91号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本補正予算について慎重に審査した結果、過年度の交付金を返還するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第91号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第91号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は副委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第3. 議案第92号**

**日程第4. 議案第93号**

**日程第5. 議案第94号**

**日程第6. 議案第95号**

**日程第7. 議案第96号**

**日程第8. 議案第97号**

**日程第9. 議案第98号**

**日程第10. 議案第99号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第3、議案第92号築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでは総務産業建設常任委員会への付託案件であり、一括して委員長

の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第99号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第92号から議案第99号まで、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） **議案第92号**築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の定年年齢が段階的に引き上げられるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

**議案第93号**地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の定年年齢が段階的に引き上げられるため、関係条例について一部改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

**議案第94号**築上町職員の降給に関する条例の制定について。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとともに、管理監督職勤務上限制が授けられるとともに伴い、職員の降給について定める必要があり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

**議案第95号**築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、高齢期の職員が状況に応じて短時間勤務を可能とするために高齢者部分休業に関する条例を制定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

**議案第96号**築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について。本条例は、地域再生法に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、事業実施に必要な経費に充てるための基金を設置するため定めるものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、**議案第97号**築上町バス運行事業整備基金条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、コミュニティバスが廃止された地域に運行されている乗合タクシーの運行経費に充てるための基金を設置するために定めるものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第……

○議長（**武道 修司君**） 委員長、すみません。今のところが、ちょっと、「整備基金」と言った

んじゃないかなと思います。ちょっともう一回、そこの議案のとこだけもう一度、読み上げとってください。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 何て。（「97号の」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 97号。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 97号。（「議案を」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 事業「整備」基金と言ったんじゃないかな。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） ああ、違う。「調整」基金条例。

○議長（武道 修司君） うん。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 失礼しました。調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてでした。

次に、議案第98号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、築上町寒田生産物直売所の管理を指定管理者に行わせるため、及び休館日、開館時間を変更するために条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、町税に関わる督促手数料を廃止するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。

日程第3、議案第92号築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第92号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第92号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第93号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号築上町職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。



これより、議案第94号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第95号築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第95号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第96号築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第96号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。この議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第97号築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第97号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第98号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第98号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第99号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第100号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、後期高齢者医療保険料に関わる督促手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第100号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第100号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は副委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 陳情第1号

○議長（武道 修司君） 日程第12、陳情第1号2023年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

本案について、副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 陳情第1号2023年度教育条件整備陳情書。本案は、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、陳情第1号について採決を行います。

本陳情に対し、反対意見はありません。本陳情に対する副委員長の報告は採択です。陳情第1号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は副委員長報告のとおり採択されました。

---

### 日程第13. 意見書案第6号

○議長（**武道 修司君**） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第13、意見書案第6号国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第13、意見書案第6号国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第6号国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）。上記の意見書（案）を、別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年12月15日。

提出者、築上町議会議員、池亀豊。賛成者、築上町議会議員、田村兼光。賛成者、築上町議会議員、江本守。賛成者、築上町議会議員、北代恵。賛成者、築上町議会議員、宗晶子。賛成者、築上町議会議員、丸山年弘。賛成者、築上町議会議員、武道修司。築上町議会議長、武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） それでは、池亀議員のほうから提案理由をお願いいたします。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 意見書案第6号国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）。

国民健康保険制度は、国民が保険を支える重要な基盤としての役割を担っているが、被保険者

の年齢構成が高いことなどにより、医療費が高水準である一方、所得水準の低い被保険者が多いことから、保険料負担率が高くなるといった構造的な問題を抱えており、被保険者は重たい負担に苦しんでいる。

よって、本町議会は、国会及び政府に対して、今後、医療費の増大が見込まれる中、被保険者に過度な負担を負わせることなく、国民健康保険を将来にわたり接続可能な制度として維持するため、1兆円規模の公費投入による財政基盤の強化に加え、均等割の撤廃を行い、国民健康保険税の負担を軽減するよう、強く要請するものである。

○議長（武道 修司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見書案第6号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。意見書案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号から発議第6号までは、私のほうが提案者となりますので、議長の席を工藤副議長に交代していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時28分再開

○副議長（工藤 久司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第14. 発議第5号

○副議長（工藤 久司君） お諮りします。日程第14、発議第5号築上町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第14、発議第5号築上町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。西田局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第5号築上町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年12月15日、提出者、築上町議会議員武道修司。賛成者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員池永巖。賛成者、築上町議会議員田原宗憲。賛成者、築上町議会議員江本守。賛成者、築上町議会議員北代恵。賛成者、築上町議会議員丸山年弘。

○副議長（工藤 久司君） それでは、提案理由の説明を求めます。武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） それでは、築上町議会政務活動費の交付に関する条例の提案理由の説明をさせていただきます。

地方議会は、首長と並ぶ二元代表制の一翼を担う機関として設置され、地方自治体としての意思を決定する役割や執行機関の監視機能を果たす役割を担っております。議員は、住民の代表として、議案の審議・審査、また、政策の立案などの様々な議会活動を通じて町民の負託に応えるため、的確に状況を把握し、地域の実情に応じた政策が実現されるよう、自らの役割を果たさなければなりません。

また、近年では、地方議会の持つ政策立案機能の発揮が期待されており、地方議会の果たす役割は、ますます重要となっております。

これら地方議会の活動を活発化させるためには、日常的に広範な調査研究活動が必要不可欠であることから、その基盤を充実させるため、地方自治法において、政務活動費が制度化されています。

政務活動費は、地方自治法及び各地方自治体の条例に基づき、議員の調査研究やその他の活動に資するため、必要な経費の一部として、議員に対し交付されるものであります。

築上町議会政務活動費の交付に関する条例を制定し、今まで以上に議員の自己研鑽と資質の向上を積極的に図り、調査研究、要請、陳情、各種会議への参加などをさらに行い、町の課題や町

民の声を町政に反映させ、住民福祉等の向上などに寄与するため、より一層の政務活動を行わなければならないと思っております。その活動経費の一部を交付する条例の制定の提案であるものです。

以上が提案理由です。

○副議長（工藤 久司君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 提案者に質疑します。

この条例をなぜ今出さなければいけないのかということでございます。過去3年間、町民の皆さんはコロナで大変苦しんでいます。今も物価高で苦しんでおります。またこれからも増税が予定されているということで、どうして今、この条例を提出する意味があるのかと、そこはよう分からない。3点ほどありますので一遍に行きます。

それから、この条例を制定するに当たって、パブリックコメントを町民から取りましたよね。その結果、それはいいことだという賛成者、これは8人、これは駄目ですよと、そういうことしちゃあ駄目ですよということで反対している人が74人、どちらでもないような者が3人。

ですから、賛成者で9.4%、反対者87%、0.3%がどちらでもないようなものであります。このせっきく取ったパブリックコメントの結果は、完全に無視するんですか。これはやっぱりパブリックコメント取った以上は、その結果はちゃんと重視せないかんのじゃないですか。

それから、この政務活動費がなければ、活動を活発化させることができないんですか。そんなことはまずないでしょう。今は、パソコンやスマホで全国あるいは世界のことまでも把握することができるんですよ、この点どうでしょう。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 主に3つあったかと思えます。

まず、1点目のなぜこの時期なのか。皆さんも御承知のように、この3年間、コロナで活動があまりできていない。議員だけではなく、全体的にいろいろな活動ができない状況がこの3年間あった。

で、今の現状を考えると、そろそろ動き始めてもいいのかなという状況になってきた。その状況の中で、素早く動いて素早く対応する、そういうために政務活動費は必要ではないか。なぜこの時期なのかというところでいうと、先ほど今言ったような状況があります。

もう一つは、財政面での意見がいろいろとあっております。財政面でいうと、1人当たり月2万円の計算で今していますが、今まで常任委員会に1人10万円の出張旅費、研修旅費が充てられていました。これはあくまでも視察がメインです。そのためだけにその予算がつけられていた。なおかつ、議員一人一人が活動しようと思っても、常任委員会の意向がなければその活動ができない。



一般の他の議会は、それぞれが活動して、それぞれが議会議員として活動をやっているという状況を考えると、常任委員会にかけている経費のほうが無駄遣いではないかということを考えて、その常任委員会の予算を減額して、それを政務活動費に充てるということです。

過去、常任委員会に充てられた経費について、コロナ前までは常任委員会で行くということになると、これは基本的に議員活動で常任委員会の意向になりますので、ほぼ全員が出席しなければいけない。自分には行きたくないでも、行かなければいけないというふうに状況もあった。

今回の政務活動費においては、それぞれが判断をして使う。あくまでも先ほどお話しした月2万円、年間24万円に関しては、あくまでも上限であって、使う方がおられれば使わない方もおられると思います。全額使う方もおられれば、全額使わない方もおる。場合によってはそれ以上かかっても、上限が24万円ですので、それ以上はないということを見ると、今までの常任委員会にかかった経費と、これから先の経費はそんなに金額は変わらないのではないか。

なおかつ、それ以上に有効に議員の政務活動ができるのではないかという点で、今コロナが明けてから早速皆さんが活動して、この町にいろんな面で活動して寄与するということが必要ではないかということで、この時期につくったような次第です。

また、この話は半年前というか、半年以上ですね、今年の4月の11日、調べたら11日に一番最初に全員協議会を開いています。この段階から協議をしていって、当初は6月でということでしたが、もう少し話合いをしたほうがいいのではないかということで、9月にということになりました。

当然6月議会のときには予算の要求をできていませんでしたので、予算のない条例は無効だということで、7月、8月に町執行部と話合いをし、当初は月3万円の36万でどうだろうかという話をしていましたが、今の財政状況を見ると、今までの研修視察経費に鑑みて月2万円、また、近隣の情勢を見ると月2万円でどうだろうかというような話があって、予算に関しては月額2万円というところで、9月議会に既に可決して、既に常任委員会の予算はカットしているというふうな状況であります。

また、ちょっと長くなりますけど、交通費の話をしますと、今我々が出張に行くと、宿泊費は一律で決まっているんです。政務活動費にすると、これが実費に変わります。東京で例えば1万5,000円の一律が、例えば実費で1万1,000円のところに泊まれば、その分の費用が削減される。

なおかつ、今まで出張に行くと日当が払われる。ところが、この政務活動費に変えると、議員それぞれの活動になりますんで、基本的には日当が払われないということで、そういう点を考えても、効率的な有効的な経費の支出になるということを見ると、この時期ではないかというふうに考えているところであります。

続いて、パブリックコメントについてです。

パブリックコメントについては、今説明をさせてもらったような中身の反対意見が多いんです。なぜこの時期なのか、なぜ今お金を出さないといけないのか、苦しいときに議員皆さんに月2万円のお金を出すのはおかしいんじゃないか、という声が大半でした。

ただ、これはあくまでも議員報酬を上げる話ではないんです。今までの経費を有効に使うために常任委員会への経費を個人の政務活動に使うという流れの部分でありますので、このパブリックコメントでいろいろと意見がある分に関しては、今後、住民の皆さん、町民の皆さんにこの意義、意味をしっかりと説明をしていかなければならないのかなというふうに思っているところです。

また、パブリックコメントの内容で条例のこの部分の言葉はおかしいんじゃないかと、この部分はこのように変えないといけないんじゃないかとかいう意見も多数頂きました。

その中で、条例案についてもそのような形でかなりの部分の言葉の変更、条例案自体がちょっと間違えた部分もありましたので、その訂正等パブリックコメントによっていろいろと御意見の中で対応させていただきましたので、大変ありがたい意見を頂いたなというふうに思っています。

特にパブリックコメントというのは、賛成意見というのは多分ほとんどないのが一般的です。反対意見しか大体出ない。それとか修正のところしか出ないのが、パブリックコメントなんです。それが8件もの賛成の方のパブリックコメントがあったり、修正にしても我々がしっかりと活動してしっかりと説明をすれば理解をしていただけるというふうな中身ではないかなというふうに思っていますので、今後しっかり可決されればそういうふうな中身を説明して、活動としてやっていかないといけないのかなというふうに思っているところです。

それと、活発化できるかどうかという話なんです。活発化できるかどうかというと、出張に行かなくてもいい、陳情に行かなくてもいい、というような形が果たしていいのか。今インターネットで何でも調べられるからいいんだということが果たしていいのか。

実際、我々の町は基地を抱えています。基地の関係は、毎年防衛省に行ってしっかりと直接交渉して、直接要求している。しっかりとやっていかないといけないということで、東京に出ていているわけです。防衛省に行っているわけです。

今、国道10号線の4車線化、これも今話が若干進んでいます。高速道路の4車線化、これも話が進んでいます。過去うちの町で意見書、陳情という形で国に働きかけてきた案件なんです。そのことを考えると、行動をしっかりと行って、議会がある意味町長のサポートになるように、我々が一生懸命陳情やいろんな交渉をやってきた結果を町長がそれを実にさせていただく、町のためにその政策を実現していただくというためには、しっかりと活発化になるんじゃないかなというふうに思いますので、この条例の必要性がそこにあるということで回答をさせていただきます。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 長々とありがとうございました。

この議案というか、条例案が出そうということを決まってから、私はずっと反対しております。隣の田村議員も反対しております。今やるべきじゃないよと、何でやるんだと、2人ともそう言っています。

田村議員はこの議員の中でも一番古い、32年間やってきています。私は28年間やっています。25年ほど前に、旧椎田町にもありました。この政務調査費とっていましたが、政務調査費、年間12万円の政務調査費というのがついておりましたが、3年ぐらいたったとき、僕は議員になってすぐですけど、3年ぐらいたったときに皆で話し合っ、これやめようよと。

それはなぜかという、福岡のほうでオンブズマンというグループが非常に活発に運動し始めて、そこそこの議会に行っ、その政務調査費が正確にちゃんと使われているのかということとを調べ上げて、つるし上げを行っ、たんですね、もういろんなところが行われていたのです。

それで、我が町はもうこんなもうやめようということをやめたんですけども、それから25年間か6年間は、ちょっと記憶が曖昧ですが、なくてもやってきたんですよ。だから、これからなくてもいいんじゃないかと私は思うんですよ。

なぜ、今なのかと、やっぱり本当に町民苦しいですよ。特に飲食店関係とか、もう本当苦しいです。年間にすれば336万という、この町にとっては小さな予算かもしれませんが、これをパブリックコメントの中にあっ、たように、1人3万円ずつやっ、ても、100人にあげられるんだと。

今新しく子どもが生まれたところに3万円を支給しても、100人に支給することができるんですよと書いてありました。確かにそのとおりですよ。336万、安いかもしれませんが、何かできるんですよ、これで。若い人たち、子どものためとか、お年寄りのためとか、弱い立場の人のためとか、今する必要ないじゃないですか。

以上。

○副議長（工藤 久司君） 信田議員、答弁は要りますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

では、ほかにありませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） まず、私はパブリックコメントの手続という点についてお伺いしたいと思います。

パブリックコメントの手続とはということで、大阪市の例が分かりやすかったのでちょっと取り上げさせていただきます。

パブリックコメント手続とは、大阪市がこれから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く市民の皆さんに公表し、御意見をお寄せいただき、お寄せいただいた御意見について取りまとめた上で、本市の考え方を公表するとともに、有益な御意見を考慮して本市の意思決定を行うことをいいます。

この手続により、大阪市は透明で開かれた市政を推進し、市民の皆様の多様な御意見を積極的に市政に反映させるとともに、説明責任を果たします。これがごくごく一般的なパブリックコメントの手続です。

なので、今回、議会でこの政務活動費を提案するに当たりまして、パブリックコメントを皆さんに聴取して、本当に広く集めて多くのコメント、御意見を寄せていただいたことを、まずは感謝して、そして条例制定に向けて手続すべきだと思うんです。

ですから、私ども議会は、町民の皆様にお寄せいただいた御意見について取りまとめた上で、私ども議会の考え方を公表するという必要最低限の手続をせねばならないと考えます。

私は、常々、パブリックコメントを取ってから、議長にパブリックコメントに対しての回答の公表を求めてまいりました。しかし、それはかなわず、町民の皆様が実名を書いてまでお届けくださったコメントを公表するだけで、私ども議会の意見や質問への回答を、今に至るまで公表しておりません。

先ほど武道議長は、信田議員の質問に対して、パブリックコメントで聞かれたことに対する回答等を述べられておりましたが、それはきちんとホームページの上でとか議会報等で、町民の皆様にお返事する内容だったと思います。なぜ、その考えをこの議案提案前にお示しにならなかったのか、説明を求めたいと思います。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） パブリックコメントについての質問だったと思います。

このパブリックコメントについては、今大阪の話をされましたが、一般的に、このパブリックコメントというものはどういうものなのか、条例を制定する条例案に対して意見を求めるというのはあまりないんです。一般的に、この築上町もそうですけど、条例案に対してのパブリックコメントというのはほとんどないんだろうと思う。

計画、いろんな福祉活動や、あと町の総合計画、そういうものに対してパブリックコメントを頂いて、その計画をどのようにやっていくのか、この町の将来像をどのようにつくっていくのかということで、幅広く住民の人たちに意見を聞く。これはパブリックコメントだろうと思うのです。

ただ、議会としても、今年の4月から、この条例に対していろいろと協議をしてきました。ちょっと紹介しますと、4月の11日に全員協議会、6月の2日、7月の20日、8月の19日、

9月の5日、9月7日、9月9日、9月12日、9月20日、11月14日、そしてパブリックコメントは、先ほどあったように10月の3日から10月の17日。そして、その結果を11月の14日から11月の30日まで公表した。

それと、今議会が始まってからいろいろと、それまでに、もしホームページで回答するようなものがあったり、それまでにこういうふうなことをやったほうが良いという意見があつたら、11月末までをお願いをしたいということで、議員の皆様にはお願いをしていたわけなんです、その意見がなかったので、12月の1日の日の全員協議会でその話をしたところ、今、宗議員から言われるような意見があつたというふうな状況だろうと思います。

他の市や町において、政務活動費をつくる時にとか金額を変えるときに、パブリックコメントを取った自治体議会もあります。そこを参考にして、9月議会で提案をやろうという流れでしたが、皆さんのほうからパブリックコメントを取ってほしいという声があつたので、パブリックコメントを、9月議会の提案をやめて、12月議会提案でということで、パブリックコメントを取ったような状況です。

もしこの条例が可決しましたら、皆さんの意見の中で、パブリックコメントを出していただいた皆さんの意見の中で、修正や調整や、やってきた議案の部分、条例案の修正した部分をしっかりと公表して、場合によっては、この内容についても、今後どのような形で住民の皆さんに報告していくのかということも考えないといけないのかなというふうに思っています。

特に今日、この議場でこのような説明がある程度できたというのは、ユーチューブでも流れますので、ありがたいことかなというふうに思っているところであります。

先ほど信田議員からも、過去廃止した案件もありました。これは、過去廃止したのは、ただ単にお金を配っていた、政務調査費という名目でお金を配っていた。そういうものだったので廃止した。

現時点は、領収書をしっかりとつける。出張や研修に行くときは、しっかりと議長に報告をする。なおかつ、その領収書等でおかしかった場合は、町長が支払いをしないという厳しい内容のチェックにもなっていますので、昔の政務調査費とは意味の違う中身になっています。

皆様にもお配りしたように、マニュアル等で申合せ事項もしっかりと決めて今後行きたいと思えますので、今、原案を皆様に配っているマニュアルでやっていけば、そんなに緩い政務活動費ではない、オンブズマンからどうこう言われるようなものにはならないというところを付け加えて、回答とさせていただきます。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今、議長なりに説明して下さったと思いますが、この議場で回

答することは、パブリックコメントの回答にはならないし、議会の意思というのともちょっと違うと思います。私はやっぱり議会全体として、町民の皆様には回答をしたかったと思います。それがない以上、この案については疑問を感じております。

先ほど議長がおっしゃいました、11月末までに意見提出を求めたということですが、私は一応11月末日に意見を提出したこと、そしてパブコメに回答をきちんとしてほしいという意見を提出したこと、そして回答案自体も、私なりに考えて議会に提出したことを申し添えたいと思います。そして、その回答案は、議会全員協議会で検討されることはありませんでした。

では次に、パブコメで寄せていただいた全ての意見に御回答を頂きたいところですが、時間的な問題もございます。大きく3項目に分けて聞きたいと思います。

1つ目が2万円、政務活動費2万円の算定根拠。そして実績による後払いがいいのではないかと。そして報告書の審査の点です。

まず、1点目の2万円の算定根拠ですね。第3条に、パブコメの中には2万円の算定根拠の質問が多くございました。過去の議員活動に要した費用を議員に照会した結果、同規模の他の自治体の水準、過去の議員活動に要した費用を照会した結果、2万円となったのか。また、同規模の他の自治体の水準と比較した上でこの2万円にしたのかという点が、質問が数件ございましたので、回答を求めたいと思います。

そして2番目に、実績による後払いという件です。第10条の各項に返還しない場合、返還に応じない場合の記載がありますが、必ず返還しなければならないものにしない場合というものがあることについて、それはきちんとした報告書が提出されないのではないかと、活動費が返還されないのではないかとというようなリスクを考えているんだったら、前払いではなく実績による後払いにしたほうがいいのではないかと御意見を何件も頂いていました。なぜ、この意見を受けて、実績による後払いにしないのかという説明を求めます。

そして3点目、収支報告の審査について、活動費の収支報告は適正化のため、議長ではなく他の委員会、外部の委員会で検査することが望ましいのではないかと、議長及び事務局の審査では限界があり、用途においても妥協することが懸念される、検査委員会（仮称）なんですけれども、審査委員会は外部に設け、委員会には議長、事務局、議長代表と議会外部の人間も数名加えて、検査委員会審査をすべきという御意見がございます。私もその意見に同意いたしますので、審査委員会などを設けるべきではないかという点について見解を求めます。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） まず、3点の最初の2万円の根拠はどこにあるのかということで、これは全員協議会でもちょっとお話ししましたが、当初1人当たり3万円という金額を提示させ

てもらいました。

これは今、京築議長会という会をつくってしまして、行橋市、豊前市が今、月額2万5,000円だと、できれば3万円ぐらいにこの京築全部がそろって活動を一緒にできるような、いろんな陳情とかのいろんな活動も一緒にできるようなことができたらいねということでお話がありました。

一度つくってまた上げるというのはなかなか難しい点もあるだろうし、あくまでもこれは一律で皆さんにお配りするお金ではないので、あくまでも上限ということで考えると、特に築上町の議会議員は、そんな無駄遣いをするような議員は私は一人もいないというふうに思っていますので、3万円でもいいんじゃないかということで予算要求というか、お話をさせてもらったところです。

ところが、財政的にも予算的にもいきなり3万円はちょっと厳しいというふうな執行部の声もありましたので、近隣を調べて、その上で県内のところも調べてどの金額が適正なのかということで、まず苅田町が2万5,000円、行橋市が2万5,000円、豊前市が2万5,000円、吉富町が1万5,000円、あと福岡近辺で、志免町、鞍手町が2万円、あと1万円というところもありますが、そういうふうなことを鑑みると、町執行部のほうとお話をし、あくまでもこれは上限ですので、月額2万円で設定をしようかということでお話をし、この予算のお願いをしたところです。

2万円の根拠に対しては、そういうふうな流れでつくったところです。これは全員協議会でも、そのいきさつ、流れはずっと説明をしてきたところではあります。

また、後払いか先払いか都度払いかというところで、県下いろいろと見ると、大体多いのが先払いですね。特に市に関しては、ほぼ先払いが多いです。福岡県の県議会、国会議員、その他大体先払いでやっているということが多くみたいです。ただ、町村においては、後払いというふうなやり方をすることもあります。

それで、全議員に御意見を聞いたところ、議員の中で、この意見が先払いと都度払い、その都度ですね、その都度領収書を持って行って払う、都度払い、それと後払い。で、いろいろと意見が分かれました。後でもいいんじゃないか。

ただ、これは政務活動というのは、あくまでもお金をたくさん持っている人が、お金をたくさん持っている議員がその活動ができればいいんですけど、今から先、若い人で生活がやっという方がもし議員になって、お金がないのに政務活動をしないといけないということを考えると、先払い方式も必要なのかなということで、今条例案については、先払い、都度払い、後払い、全ての対応ができるように柔軟なやり方をしましょうということで、条例案はその全てができるようにしています。

ただ、都度払いというのは、領収書を1回1回持っていくと、これ事務局が大変な作業になりますので、マニュアルにも書いていますが、年4回、四半期ごとに精算をするというやり方で、都度払いの方法もできるというような形で、先払い、都度払い、後払いの考え方を整備したところであります。

それと、審査の件です。これは議会の予算ではない、町の予算なんです。交付金を町から我々が頂くんです。町から我々が頂いたお金を、しっかりと内容を精査して間違いがないかどうかだけを議会が確認をするんです。議会が確認をして、町長のほうに渡した後に、この審査はあくまでも最終的には町長、町執行部です。その上で、当然、町の監査委員さんもおられますので、町の監査委員さんが最終的には審査を行うということにはなるのではないかなというふうに思っています。

あえて、我々のお金ではないものを我々がそういうふうな外部機関で調査するというのは、ちょっとどうかなというふうに思っていますので、政務活動費を使っている他の自治体を参考にさせていただくと、町のほうの交付金ということを考えれば、町の監査委員さんにしっかりと我々の使い方を審査していただければいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 宗議員。3回目の質問です。

○議員（4番 宗 晶子君） 最後にいたします。今の議長がおっしゃってくださった御意見、私はパブコメとして、文書で町民の皆様にお返事していただきたかったと思います。

最後の質問です。事前に交付しまして、先払いにしまして、報告書を提出しなかった議員、そして返還をしなかった議員には、ペナルティーは公開だけなのでしょうか。ペナルティーはつけたほうがいいのかと思います、その点について説明を求めたいと思います。

そして、条例施行は令和5年4月1日にすべきではないかというお声もたくさん何件かございました。こういう予算は年度当初からつけるものではないかというお声がありますので、それに対する御回答もお願いいたします。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 最初何やったかな、すみません、お願い。（発言する者あり）ペナルティー。年間24万円の丸々もらって、丸々それは返還しなかったという方がもしおられるのであれば、それは社会的制裁を受けるのではないかなというふうに思います。

場合によっては、これは町のほうが考えることですが、損害賠償請求をするのかどうするのかという部分も出てくるのではないかな。条例で最初、報酬から差し引いたらどうかというふうなちょっと案も考えたんですけど、この報酬から差し引くというのが法律上難しいというようなこともありまして、そのペナルティーがなかなかできなかった。



最終的には、これ町の交付金ですから、町が返還を求める、そういうふうな議員さんがおられたら公表して、社会的な制裁を受けるというふうな形になるかと思えますので、それほど大きなペナルティーはないのかな。

その前に、ここにおられる議員さんがそのような形をされるという議員さんは、私はいないというふうに思っていますので、まあ、多分ないと思います。しっかりとこの条例ができれば、それぞれが自覚を持って、議員として自覚を持ってやるべきだというふうに思っています。

それとすみません、2点目何やったかね。(発言する者あり) そうそう、すみません。なぜ1月1日なのかということですが、当初は10月1日だったんです。その前でいうと、最初は6月でどうかということから延びていって、予算のところも話をしたのが、今年度の予算要求で9月議会で予算の可決をしているところです。これは議会で政務活動費の予算がもう既に可決していますので、その可決にのっとなって条例ができれば速やかに活動しようということと、先ほど信田議員からもお話があったように、コロナ明けですぐに活動したいという方がおられるのであれば、その活動を後回しにするというよりも早いほうがいいということと、もう一つは、9月の議会で常任委員会の研修費用を既にカットしていますので、返還していますので、活動が完全にできないということになると、コロナ明けで議会活動がセーブされるのではないかというおそれがあるため、制定後、年明けの1月から施行すべきではないかという考え方で、今回、条例の制定をお願いしているような状況であります。

以上です。

○副議長(工藤 久司君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(工藤 久司君) ないようですので、ここで一旦10分間、11時20分まで休憩いたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分再開

○副議長(工藤 久司君) それでは、休憩前に続きまして議会を開会します。

次に、討論を行います。この討論は、非常に議会にも議員にも大切な条例でもありますので、皆様たくさん意見を聞けたらなと思いますので、よろしくお願いします。

まず、反対意見のある方。信田議員。

○議員(12番 信田 博見君) 反対意見を申し上げます。

これは質問のときに言ったことも重複することもあるかと思いますが、コロナ禍で非常に厳しい生活を強いられている町民がいる中、なぜ今議会がこの政務活動費に関する条例を提案するの

か、非常に分からない。

旧椎田町時代も政務調査費がありました。財政面あるいは全国の議会で不正な使用が問題になり廃止しました。現在もこの政務活動費があるところは、かなり不正な使用を指摘されたり、変わらない現状ではないでしょうか。

私たちは2019年7月に、今この場にいる議員さんは全てこの議会に送ってもらったわけです。そのときは政務活動費はありませんでしたね、約3年半。その3年半は全然政務活動費がなくても、それぞれ皆さん活動しているんですよ。残りの任期は約あと半年間しかありません。このままでいいじゃないですか。慌ててこの条例を提案する意味が分かりません。

我々議員は、議員報酬というのを毎月支給されております。議長は32万1,000円、副議長が27万6,000円、議員は26万1,000円です。報酬に関しては、県下の町村でも13番目。これは60町村ぐらいあるはずですが、その中の13番目。政務活動費のある町村議会は、県下6議会しかありません。我々はほかに、本会議や委員会、特別委員会に出席すると費用弁償、これは交通費ですけども2,000円支給されます。また、研修視察費に1人が10万円ほどの予算を組んでいただけます。この状況というのは、他の議会、他の市町村と比べて非常に優遇されていると私は思うんですね。なのに、この条例を制定しようとする気持ちが分かりません。

最後に、先日皆さんから頂いたパブリックコメントの9割の人が反対です。住民の負託を受けて今この場に立っていることを考えると、皆さんの意見を無視して政務活動費交付の条例を制定するというのはいかかなものかと思っております。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 築上町議会政務活動費の交付に関する条例について、討論を行います。

私は今回実施されたパブリックコメントにおいて出された、物価高騰で市民生活が苦しいときに、政務活動費を求めるのかという反対意見に賛成です。今回の条例については、7月20日、8月19日、9月5日、7日、9日、12日、20日、11月14日、12月1日、5日と、私の知っている範囲で10回の全員協議会が開かれました。8月に、9月議会に提案するということが政務活動費マニュアルの配付があり、説明が行われました。9月議会より協議が始まりました。

協議の場で私は、物価高騰で生活が苦しい、なぜ今なのかという立場で賛成できないという意見を述べ、何とか提案を取りやめる方向で合意できればと考えていましたが、1人の議員から政務活動費に断固反対であるという意見が出た以外、出された意見はほとんど賛成意見でした。

その中でパブリックコメントで町民の方の意見を聴くべきだという声上がり、私はこの協議会は、議員提案である条例の合意を得るために開かれていると考えていましたので、多数の議員の皆さんの賛成意見も尊重するべきと考え、9月議会提案を取りやめ、パブリックコメントを実施し、12月議会に提案するなら了承すると発言しました。このパブリックコメントを実施し、12月議会に提案するという事に反対の意見はありませんでした。

私は、議員は全員協議会の場で自分の意見を積極的に述べるべきだし、そういう協議の場であると考えていましたので、最終の全員協議会でパブリックコメントの反対意見が74件と圧倒的に多かったことを受け、12月議会提案を取りやめ、議会報などで町民の皆さんの声に丁寧に応え、再度、提案は3月議会に延ばすべきだと訴えましたが、パブリックコメントを提案した議員以外はほとんど発言がなく、12月議会提案を取りやめる合意を得ることができませんでした。

今回、合意が得られず条例案が提案されました。私は全員協議会でのパブリックコメントを実施するのであれば了承するという自分の発言に責任を持ち、反対はしません。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対意見のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 政務活動費の条例案自体には、私は当初、賛成でございました。議員の仕事を政務活動費を活用することによって、町民の方に知っていただく。それは大事な議員の仕事であると思います。

しかし、こういうことは一番最初が肝心です。コロナ禍及び物価高騰の中、議員だけが自由に活用できる政務活動費条例を議員だけで決めてはならないとパブリックコメントを実施してくださいました。このことは大変すばらしいことだと思いますし、そのようなコメントもパブリックコメントの中にございました。町民の皆様80名以上の方が責任を持ち、実名を記して下さった御意見に対して、私ども議会が行ったことは、その御意見の公開のみでございませぬ。公開だけして何の回答もせず、本日を迎え、議案を上程することは、御意見を下さった町民の皆様への裏切りと感じます。

先ほど議長は、提案理由を丁寧に説明してくださいました。その意見には賛同いたします。その意見こそ、本日を迎える前に、町民の皆様にお伝えするべきだったと思います。順番が逆です。私はこのような条例提案を認められません。

以上、反対意見といたします。

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 政務活動費について、賛成の立場で討論いたします。

そもそも政務活動費とは、地方自治法を主とした地方分権に関する法律、地方分権一括法の施行により、地方議会や議員の専門知識が、活動がより重要となり、地方自治法により制度化され

たものです。制度が導入されていない自治体もまだあります。我が町もその一つでした。

昨今は新型コロナウイルスなどの影響により、リモートワークやメタバース、NFTを活用したビジネス、モビリティの世界の自動運転や環境問題をめぐる調査研究や取組など、生活を取り巻く社会環境が目まぐるしく変化しております。これまでの私たちの知識や経験、常識だけでは、調査研究が不十分で勉強不足だと感じる事が本当に多くあります。その点につきましては、私も勉強不足で誠に申し訳ございません。

住民の皆様の大切な血税です。政務活動費に充てられる予算は、築上町のまちづくりに真に有効活用されるべきことは大前提として、全ての政務活動費は何に使われたか広く公開されるべきですし、議員がどのような活動を通して何をしているのかということは、この政務活動費の収支報告を通して、住民の皆様に広く知られるべきだと思います。

本当に町の未来を考えるなら、もっと見聞を広め勉強して、時には陳情や要望に赴かなければいけない。そのための活動費だと考えます。決して議員の歳費を増やす性質のものではないと考えます。そして、将来は広くいろんな方々に議員になっていただきたい。全国の議会構成を見ても、高齢化が進んでおります。まだまだ女性も少ないと言えます。もっと多くの世代の意見を議会に集め、十分な活動を行える体制を後世のためにつくる意味でも、私は政務活動費は必要だと考えます。

以上、賛成討論とします。

○副議長（工藤 久司君） 反対意見のある方。吉原議員。

○議員（2番 吉原 秀樹君） 反対討論させていただきます。

なぜ今、政務活動費が必要なのか。この条例が可決しますと、1人頭2万円、年間24万円の活動費が支給されて総額は336万円になります。町長は一般質問で各課に10%の削減を指示したと答弁しましたね。議会だけが増額予算になるのが本当にいいのでしょうか。議会が要求すれば、反対者もいても計上するのか。そこのとこどうなんでしょうかね。コロナウイルスがいろんな部分で普及して影響を及ぼしています。職場のなくなった方、それから売上げ減少に伴って飲食店などかなり苦しい思いをしながら関係者の方もしていると思います。まずはそういうことに、本当に私たちが先にもらっていいものなのか、我々議会のすべきことが本当なのかということで、私は先に敗者に手助けのべるのが議会の役目じゃなかろうかと思っております。今慌ててこの時期に政務活動費を設置する意味がよく分かりません。もう少しいい時期があるんじゃないかと思えます。

せんだって、パブリックコメントのことも先ほどから十分皆さん説明していらっしゃいますが、85名の方からパブリックコメントを頂いて、反対者が74名、賛成者が8名ちょうどに結果になりましたが、これはあまり無視できるようなものではないと思います。反対意見には福祉や

子育てに使うってほしいという意見が結構ありましたので、この約9割の反対意見をどう受け止めるかちゅうのは、皆さんおのおのの考え方だと思いますが。今この政治をしているのが、そういうことが築上議会であっていいのかと私は思います。今まで政務活動費がなくても議員活動を行ってきたのに、町民が物価や燃料の高騰で苦しんでいる今、この時期に政務活動費を求めるのが理解できません。どなたが何を言っても理解できません。

以上で、私の反対理由といたします。討論といたします。

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 賛成討論を申し上げた北代議員の意見の中、全て網羅していると私は考えておりますし、それから、議長が繰り返し説明している。それから、全員協議会も不足のないぐらい繰り返しやってまいりました。その結果、全員協議会の決定というのは重いものがあります、予算化されているし。それから、信田議員の反対意見、吉原議員もそうやけども、いわゆる、なぜって。この活動費を認めたほうが経費の節減になるということ、繰り返し議長のほうからも説明されて、十分だと思います。

それから、議員歳費については、凡例で議員の生活に使うってよいというような凡例も出ております。それから、19年に私も負託を得て議員の一員として参加させていただいておりますけども、私は特に議員になった理由というのは、福祉、自分が弱い立場であることを中心に、私が弱い立場の者に一番寄り添えるという自信があってこの議会に参戦してまいりました。そういう住民の期待を背負って、そういう住民に寄り添う政治をやるためには、この活動費をぜひ認めてほしいという思いで賛成です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対意見のある方。田村議員。ゆっくりどうぞ。

○議員（11番 田村 兼光君） 政務活動費に対する……

○副議長（工藤 久司君） 田村議員、座ってしても構いませんので。

○議員（11番 田村 兼光君） 政務活動費に対するパブリック審査の結果について、町民の負託を得て議員活動するのが議員であって、その負託に応える、このことが議員本来の姿であろうかと私は思います。

そのような観点から申し上げますと、今回のような町民の多数の反対の声を無視までして、その上、町費を使うような案件には、私は到底賛成することはできません。だから、反対いたします。

それと、詳しい法律のことは私も分かりませんが、私も微力ながら議長は8年ほどさせていただきましたが、議長は本来、中立であるのが本来の姿であろうかと思えます。これ見ますと、議長が提出者になっているということはどういうことか、自分としては考えが付きません。だから、議員がそれぞれ皆さん方、自分の判断でやることでございますが、町民の声を無視するちゅうこ

とは、町民に対して不義理をやったことですよ。不義理ということは、人生にとって最低の道でございます。だから、そういうことを申しまして、言いたいことはまだたくさんございますが、この辺で反対意見といたします。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 政務活動費について、賛成討論を行いたいと思います。

当初、これは議会運営委員会で政務活動費についてという形で取り上げてまいりました。大体会議を4回から5回行い、その後、全員協議会に移したという流れです。全員協議会で先ほど工藤議員も池亀議員も言われたとおり、会議は十分行ってきたつもりです。今まで私たち議会議員の中で、これは間違いがないように誤解がないようにここでやりたいんですが、今回、全体議員の視察については、うちと基地対策特別委員会の視察費、この2つについては別です。各常任委員会の視察研修費をカットして政務活動費に切り替えようと。そこで、今日までの話の中で月2万の24万という形になりましたけれども、築上町の旅費規程を適用しない。今まで議会だよりで総務産業建設常任委員会どこへ視察、厚生文教どこへ視察、報告はしていますが、金銭的な経費の内訳を出したことは一度もありません。

築上町の旅費規程というのはどういうものかということになるわけなんですけれども、先ほど少し武道議員が触れましたが、東京出張すれば1万5,000円。要は1万円のホテルに泊まっても、5,000円はそのまま1万5,000円計上でいいわけです。その5,000円をほかに充てるという形の、これはうちだけじゃなくて、行政の旅費規程というのはそういうものらしいです。それも省く、出張の日当も入れない。我々が今回出した政務活動費は、そのままの領収書を添付する。行き先をちゃんと記載する。そして、誰がどこに、個別の各個人の議員が視察研修できるということからすれば、この2つの常任委員会の経費を外して、税金の無駄にはならない。削減できるじゃないかという経緯をもって審議をしてまいりました。

それで、来年3月か4月からスタートすればいいとかパブリックコメントでという意見もありましたけども、その中で9月議会に提案するというときに、一回パブリックをという形でパブリックをして12月議会に提案しよう。ですから、ネットでパブリックのコメントを住民の方に求めました。それにははっきり書いています。個別の回答をしない。それと、政務活動費をするのに12月議会に提案するので、パブリックコメントにぜひ御意見を寄せてくださいということで、回答するというを最初からうたっていない。パブリックに意見を寄せてくださった住民の方たちは、最初からそれ見てもらっています。それでも、回答をやはりするべきじゃないかという話は全員協議会でも出ました。ですから、それについては、今日この条例を提案する前に回答すべきとか、条例後に出すべき。通るか通らないか分からない。ならば、通った後に、丁寧

にこういう形で住民の皆さんに、政務活動費が例えば可決したら御理解を、その辺の説明を踏まえて回答しよう。回答というか、御理解ですよね。それは個別にはしませんけど、ネット上で回答しようじゃないかということになりました。

ですから、決して反対者の80数名の方たちが税金の無駄だという形もありました。しかし、賛成の中には、なぜ今までなかったのか。そういうのでよくやってこれたな。いろんな意見は様々あります。反対、賛成があって当然だと思います。ただ、決して税金の無駄遣いという形の分は、我々はやってきたつもりもないし、ずっと会議したんです。そして、9月議会で政務活動費の予算通過させているんです、誰一人反対なく。私から言わせれば、そのときに反対意見出していただけたら。パブリックをやって12月に提案する。これ全員協議会で約束事みたいになって話が流れたんです。今日、採決で反対、賛成。それは結構です。しかし、今なぜとか、何で急に提案したかということは言っていたきたくなかったなと思います。十分会議は重ねたつもりです。

よって、私はこの政務活動費の交付については、賛成討論といたします。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 私も賛成の一人になるわけですけど、最初はパブリックの内容を見て、これはちょっと早過ぎるんじゃないかなというような気持ちでおったわけですけど、現状、やはり議員の中にもこういう活動やっている人がおるんじゃないか、そういうことも思いました。それから外部より、おまえは議員になってから、議員はこういうことをやっていけないんじゃないか、これに反対ちゅうのはおかしいんじゃないか、やっぱり住民の負託を受けた議員はこういうことをやって、自分の力を出していくべきじゃないかというようなことも受けました。それから、皆さん方の意見も様々いろいろですけど、その後、議長の説明等もいろいろ聞きました。予算でも取り組まれておるといようなことも聞きました。それで、私なりにいろいろ考えまして賛成の側に回ったわけですが。費用としても、今まで使っていた費用と変わらないような現状になろうといようなことも話されておるんで、それでは、やっぱり皆さん議員でこれから皆さん本当にいろいろ活動していくんだろーと思います。そういう活動の名目が町民に理解してもらえれば、こういうことでやられてもいいと私は賛成いたしました。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） これで討論を終わります。

これから発議第5号についての採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（工藤 久司君） 起立多数です。以上によって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 発議第6号

○副議長（工藤 久司君） お諮りします。日程第15、発議第6号築上町議会ハラスメント根絶条例の制定についてを議題とします。

会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） このハラスメント防止根絶条例の条例案でございますが、私どもの手元に最終が送られてきましたのが、昨日夕方でございます。それから最終の条例案ということですので整理をし直しましたら、内容について26点疑問があります。26点の疑問について、この本会議で御回答頂くというのはかなり厳しいかと思っておりますので、まずここで委員会付託を提案したいと思います。それがかなわないならば、この場で質問させていただかねばなりませんので、その点も含めて御審議お願いいたします。

○副議長（工藤 久司君） ただいま宗議員から、議案第6号について異議がありました。動議にはほかに1名以上の賛成者が必要です。ほかに賛成者はいますか。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私も昨日夜になって相当修正があつて、読んだんですが。それと、今から提案理由とかもあると思うんですが、根絶条例案で今まで全員協議会で協議されていた、この前文の部分がなくなっています。これをもしかして提案理由で述べるのかもしれませんが、そこのところちょっとよく分かりませんし、もし可能であれば委員会付託を行って議論をするべきだと私も考えます。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 2名以上の賛成がありましたので、動議は成立しました。

委員会付託をする動議を議題として採決をします。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願い



します。

〔賛成者起立〕

○副議長（工藤 久司君） ありがとうございます。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、本日即決することとします。

日程第15、発議第6号築上町議会ハラスメント根絶条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第6号築上町議会ハラスメント根絶条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年12月15日。提出者、築上町議会武道修司、賛成者、築上町議会北代恵、賛成者、築上町議会議員江本守、賛成者、築上町議会議員池永巖、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長武道修司様。

○副議長（工藤 久司君） 提案理由の説明を求めます。武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 築上町議会ハラスメント根絶条例の提案理由の説明をさせていただきます。

町民から負託を受けた町議会議員は、町政に関わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければなりません。

ハラスメントは他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える人権侵害であります。また、ハラスメントは基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながると考えます。

特に町の職員に対するハラスメントは、議員と職員という関係を背景とするため、顕在化しにくい上に不当に町の職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的・身体的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、さらには、議員や議会に対し町民の信頼を裏切ることになりかねません。

議員及び議会として役割を十分に発揮するため、お互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じてハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すために、この条例を提案するものであります。

以上が提案理由です。

○副議長（工藤 久司君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 3回質問の機会を頂いておりますので、私なりにまとめております。1回目の質問は、理由について、提案理由について。そして2回目は、先ほど申し上げまし

た26件条例の内容について、皆様が本日即決とおっしゃるのであれば、それを質問していいということをお願いしたいと思います。そして、3回目は、2回目の答弁を受けて御質問させていただきたいと思います。

まず、議案提案の理由について質問いたします。

今回の議案について、全員協議会では県からハラスメント条例を制定するように言われたということが提案理由だと、議長が説明しておりました。確かに本年度、県議会においてもハラスメント防止条例は制定されました。しかし、県の条例と今回の発議第6号は内容が全く異なります。県の条例では、主に票ハラスメントなど、議員が議員間及び議員以外から受けるハラスメントを防止する内容となっております。

ところが、今回提案された築上町の条例では、職員に対して、議員がその地位を利用してハラスメントを行うことを防止する内容となっております。同じハラスメント防止でも、全く逆の内容です。

議長があえてこのような内容のハラスメント防止条例を提案するのは、過去において、職員に対して議員からハラスメントがあったからこういう条例が必要と議長は判断されたのでしょうか。

ここで、1つ目の質問です。築上町では、議員による職員に対するハラスメントが既に発生している、または、発生しそうな事態、今後発生する可能性があるという認識があるからなのでしょうかという点が1点。

そして、あえてこの場で申し上げます。10月24日付で築上町ホームページで発表されたように、私が9月議会で町長に対して行った反対討論の内容が、職員の人権を否定した内容であるということで、議長から文書による厳重注意処分を受けました。「町職員を侮辱するような発言等は、人そのものを否定することにつながり、人権侵害に当たることも考えられる。今後、そのような発言を慎むよう厳重に注意をしました」と記されています。

ここで、2つ目の質問です。私が厳重注意処分を受けた行為は、今回提案されたハラスメント防止条例案の第2条の1号から6号に照らした場合、どれに該当する行為となるのでしょうか。具体的に御回答をお願いいたします。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） まず、提案理由のところですが、これは、まず県から出る前に、3月の段階で日本全体的に国全体的にハラスメント根絶条例が成立しているというような形でいろんなところからお話を聞いて、特に近隣でいくと中間市が率先してやった。北海道の愛別町とかいろんなところの部分がこの条例をしているということで準備をしたところであります。

最初に条例案を皆様にお配りしたのが4月の11日。4月の11日に条例案を皆さんにお配りして中身の検討をしていただきました。その段階で、ほぼと言っていいほど意見がなかった。た

だ、皆さんの中に思いがいろいろとあるだろうということで、アンケートを取った。アンケートを取ってアンケートの結果を踏まえて——ただ、その中にあったのは、議員がこのような条例で縛られるのは情けないとか、そういうものをつくらなくても、自ら自分たちがちゃんとしとけば、そんな条例は必要ないじゃないかとかそういうふうな中身で、条例案の中身に対しては、どうこうというものはなかったのではないかなというふうに私は思っています。

提案の中身ですが、そのような形で準備をしていって、4月の当初に条例案を提案を皆さんにさせていただいて、その後、県議会のほうでハラスメント条例を制定をして、県のほうも制定をしたので、各町村、根絶条例をつくるようお願いをしたということで来た。県の条例と同じ条例をつくれとは来ていません。県議会のほうにも確認しました。既に中間市のように、根絶、自ら自分たちが、議会がハラスメントを行わないということをアピールするために、しっかりと条例をつくるということを県議会のほうも指導していただきました。

県議会で票ハラとかいろいろとあります。そういうふうな部分に関しては、各市町村の議員が県議会に相談ができるというような形で、県議会のほうがその受皿になるというふうな中身の部分もあるようです。だから、町村に関しては、自分たちが自らハラスメントを行わないということをしかりと申合せ事項として、議会基本条例や政治倫理条例のように、自分たちの行動をしかりとやっていくということで出す条例です。

そういうふうな形でしていますんで、流れとして、最初は福岡県全体、それから県議会、最終的にもう一度皆さんにお話ししたのが、今年の5月に私と工藤副議長で全国議長・副議長の研修会がありました。この中で全国議長会が各町において、このような条例を制定し、ハラスメントがないようにするべきだということで研修を受けたところでもあります。なおかつ、この条例をつくって研修をしかり行い、各議員が自覚を持って行動するよというということで、研修会の内容がそのような研修会であったという状況です。これも皆さんに全員協議会で説明をさせていただいたというふうに思っています。

10月24日の嚴重注意の件です。今嚴重注意の文書だけを紹介されましたが、もともとは、これは議会が始まって、この議場で直接職員のところに行って議案の提案を取り下げよというふうな発言をされたというところから、通常、それは議長なり議運の委員長なりに相談をしてやるべきではないかということで、そこで議場の中で注意をさせていただきました、まずですね。その後、そのような事実があったということがありましたんで、町長、担当課長に確認をしたところ、常任委員会に呼びつけるぞとか、そういうふうなことも言われたということもちょっとありましたんで、一度これはちゃんとした形でお話ししないといけないのかなというふうに思っていたところ、町執行部のほうからそういうふうな抗議のお手紙が来ましたんで、そのお手紙をそのままお渡しさせていただいて、ハラスメントがあったかないかということをお断言す

るわけにはいきません。ハラスメントにかなり近い状況はあったのかなというふうには思いますが、私たちがこれを認定するわけにもいけないし、今条例がない状況でそのような認定をするのは、ちょっとおかしいんじゃないかという点で、おそれがあるんで注意をしてくださいという、気をつけてくださいという意味で嚴重注意をしたところであります。

職員から声が上がって、町長が議会に対して来た文書でありますんで、ホームページ、広報でやはり報告したほうがいいのかなということで、全員協議会で協議をしました。その中で議連のメンバーの一議員から、本人と十分に話し合ってしっかりとその対応をしていただきたいということがあって、当人とお話をした結果、ホームページに載せてもらっても構いません、広報に載せていただいても構いませんということで、私は悪いことをしていないという意思がありましたんで、本人も言っているということだったので、ホームページに載せたといういきさつです。

先ほどから話しているように、この問題が、この条例の制定のための理由というのはありません。その前から、その以前から、これは全国議長会の中でこのような条例をとるということで出ている案件でありますので、今回嚴重注意をしたどうこうには関係のないところであります。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 宗議員、すいません、12時を回りましたが、このまま続けていきたいと思います。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） よろしいでしょうか。ほかにも聞きたいことがたくさんあるんですが。

○副議長（工藤 久司君） 3回でお願いします。

○議員（4番 宗 晶子君） 分かりました。

御回答頂きましたが、大変に疑問が思うところも多い回答でございました。それはそれとして、ここで記録で残りますので、しっかり受け止めたいと思っております。

では、条例の内容について26件質問がございます。

1条目から分かりやすくお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1条、築上町議会議員という、わざわざ築上町とここに付ける必要があるのか。ちょっと簡単なことなんですけれども、築上町職員とも書いていますが、これはもう築上町の中の条例なので、あえて築上町とつける必要はないのではないかと、一応、築上町を外すように求めたいと思いますが、御見解を聞きたいです。

そして、2番目に、「防止・根絶」、「職員・議員」と、丸ポチが2か所あるんです。こういうのは、普通、条例使うときは、築上町では通常、防止及び根絶とか職員及び議員と書く内容です。ここも及びに修正したほうがいいと思っておりますので、御見解を求めます。

そして、3番目に、効率的運用に寄与する、の効率的運用という意味がよく分からなくて、効

果的であれば分かるんですけども、なぜ効率的になっているのかをお答え頂きたいと思います。1条です。1条の最後。下から2行目の、町政の効率的運用に寄与すると。いいですか。これは、効果的のほうがいいのではないかと思います。

そして、これは議員間と議員から職員ということになっておりますが、議員から町民へのハラスメントは、この条例の対象にしなかったのか、という点についても伺いたいです。

そして、次に、職員の代わりに公務を担っている委託業者様の従業員、こちらの方についてもハラスメントの対象になるかと思いますが、この方は条例の対象にしないのかということが疑問です。一番立場が弱い方々であると思います。

第1条が、もう一つ、信頼される議会と書いてありますが、その信頼される議会の定義をお願いいたします。政務活動費のパブコメを見る限り、信頼されている議会と言えないように私は読めますので、信頼される議会についての定義をお答えください。

次、第2条を申し上げます。社会的差別または性差別と書いてありますが、具体的に例を挙げて説明をお願いいたします。ここは定義をしっかりしないと条例の適用が困難になりますので、第10条で、この条例の施行に関し、必要な事項については議長が定めると書いてありますが、この条例の解釈について、いつまでにどういう形式で定めるのか、この社会的または性的差別についても具体的に定めるべきだと思うので、いつまでにどういうふうに定めるのか、聞きたいと思います。

2条4号について、性的指向、性的自認等の望まない暴露と規定されておりますが、その性的指向、性的自認の定義の御説明をお願いいたします。そして、等とありますが、その等は具体的にどのようなものなのか、お示してください。

5号、産前産後休暇と規定されています。規定されているのは休暇のみ、産休及び育休、介護休暇とありますが、ハラスメントを実際に受けやすい不妊治療とか妊娠後について規定が漏れているのではないのでしょうか。ここは、加筆修正を求めたいと思います。

そして、6項、誹謗中傷、風評の流布等と規定されています。その等とは具体的に何か、御説明をお願いしたいと思います。例えば、議長から根拠のない事実について議員への注意処分をホームページだけでなく、見せしめのごとく町執行部が所管する町役場ホームページに掲載するのは、この条項に該当する行為なのかどうか、その辺の御回答をお願いいたします。

そして、第3条、1項の議員はの中に、議長、副議長、委員会委員長は含まれるのでしょうか。含まれるかどうか、御回答をお願いいたします。

第3項の各項なんですけれども、語尾が、ほぼ、努めなければならないと規定されていますが、これは努力義務ではなく、しなければならないことであると思います。2項だけは尊重しなければならないと規定しているんですけども、ほかは努力義務になっています。これは、努力義務で

はなくて、しなければならないと書くべきだと思いますが、御見解をお願いいたします。

そして、第4条、防止根絶とこれは丸ポチなしで書かれているんですが、防止根絶という四字熟語は聞いたことがありません。ほかの第1項では、防止・根絶となっていますので、第1項と整合性が取れませんので、修正を求めたいと思います。

第5条の1項、議員、町長、もしくは職員と規定されているんですけども、これには教育委員会や農業委員会の長は含まれないのか。たくさん職があって、優越的地位に立つ方がたくさんいらっしゃるの、ここも一緒に加えるべきだと思います。

第5条2項、審査会を設置することができるかと規定されています。委員会設置は任意規定となっていますが、議長単独での調査確認は避けるべきだと思います。客観性を保つことができません。委員会を設置しなければならないと規定するように修正を求めたいと思いますし、また外部委員による審査会、外部委員が入る審査会でなければ、恣意的に運用されるおそれがありますので、公平性が担保できません。審査を受けるのは私たち議員になります。議長だけによる調査確認は、議長と政治的信条も違う場合もございますので、絶対に避けるべきです。議長御自身のためであると考えます。

第6条、ハラスメントの確認をするに当たって、この条例には、ハラスメントをしたという議員に対しての反論の機会がありません。こちらにも恣意的運用のおそれがあり、公平性を欠きますので、反論の機会を加筆する修正を求めたいと思います。行政手続条例とかほかの不利益処分についても、反論の機会は付与されています。ここで反論の機会をうたわないと、該当議員は裁判で争うしかないこととなります。これは議員にとって大きな負担となります。反論の機会を加筆するよう修正を求めます。

第6条の2項、公表する理由。自分に不利なことは、個人情報として他人に知られたくないものであります。個人情報をあえて公表するのは、それなりの理由が求められます。理由をきちんと羅列していただきますようお願いいたします。

また、ハラスメントを確認したら、例外なく議長は公表するのでしょうか。例えば、セクシャルハラスメント等の場合、被害者は公表を望まない場合があると思います。公表されれば、セクシャルハラスメント等の被害者は二重に苦痛を味わいます。公表の適用除外事由事項を具体的に条文に規定するべきだと思います。その点についても見解を求めます。公表は、インターネットの公表でしょうか、ホームページでしょうか、新聞ですか、役場ホームページですか、掲示板に貼るのですか、窓口での閲覧なのか、具体的な方法は条例に規定するべきだと思います。

6条については、以上です。

そして、8条については1点。一番最初、8条は注意義務と書いてあります。だけど、条文の内容は注意義務じゃなくて、守秘義務を定めたものと読み取れます。だから、ここの見出しは、

注意義務ではなく、守秘義務に修正する必要があると思います。守秘義務違反については罰則がないので、そこも罰則をつけるべきだと思います。特に、セクハラ絡みだと被害者にとってはきついもので一生つきまといますので、守秘義務違反についても罰則を規定するべきだと考えます。

第9条でございます。ハラスメントの確認は6条1項により議長名で行うのかということですが、9条に、調査内容に不服がある場合にはと書いているんですけども、調査した後で調査内容を見てハラスメントと確認するということだと思います。だから、ここは正確に書くと、第6条における確認に不服がある場合にはと書くべきだと思いますが、そこも修正を求めたいと思います。

そして、議長に異議申立てをし、訴訟をすることができると規定されています。異議申立てをしないと訴訟ができないのかという点について、憲法上裁判を受ける権利を条例で制限できるのかということですが、これは、訴訟することは誰でも許されていることですので、異議申立てをしという点は省くべきだと思います。また、訴訟することができるのは、損害賠償の民事になるのか、行政訴訟になるのかどちらかが分からないので、この点についても考えておくべきだと思いますので、御教示をお願いいたします。あえて、私はここで条例で規定する必要はないと思いますので、この点については削除を求めたいと思います。

そして、続きなんですが、公表について、判決が確定するまで公表を留保すると規定されているんですけども、例えば最高裁まで行ったら、判決が確定するのに何年もかかるかと思いますが、その間、ハラスメントの認定を受けた議員は、議長によるハラスメントの確認を受けたにもかかわらず、条例に基づく公表をされないままずっと議員活動をするようになります。それでは、被害者は納得できないと思います。ですから、議長は、ここは自信を持って公表すべきだと思います。一般公務員の場合は、悪質な事由による懲戒処分を受けた際は、ホームページで公表、記者発表がされます。議員だけ訴訟が続いている間は、氏名を公表しないのは不当な議員特権ではないかと住民から批判されますので、この条文の取下げを求めます。御見解をお示してください。

以上、26件、長々と聞いてくださってありがとうございました。それぞれについて回答を求めたいと思います。

○副議長（工藤 久司君） ここで、トイレ、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

では、提案者である武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、築上町議会議員、築上町職員というところで築上町が要らないんじゃないかということでしたが、これは条例で他の条例とか、いろいろなとこ参考させてもらって、まず定義の一番最初になりますので、定義というかですね、どこの部分なのかという部分がありますので、一応書いています。のける必要性はないというふうに判断をしています。これ、他の自治体もこのような形でやっているというふうな状況です。

そこで、全てこれを書くと条文が長くなりますので、以下、議員、以下、職員というところで、格好書きでつけさせてもらっているところであります。

それと、職員・議員というところが、ポツではおかしいんじゃないか、及びじゃないかということですが、職員と議員、これ両方、個人としての尊厳を尊重されるということで、あえてこの点を使っているようです。ほかの自治体とか参考にして、また町の条例等で事務局のほうに確認をしたら、これでいいんじゃないかということでしたので、こういうようなポツの点にしています。

それと、効率的の意味というのは、効果的、効率的、基本的にはあまり変わらないと思います。ただ、効率的にという言葉は町の町政ではよく使っているというところもありますので、効率的運用にという言葉で整理しているところでもあります。

それと、信頼される議会の定義は何なのか。これは、信頼されない議会のようにならない、信頼されないようにしないということが定義だろうと思うんです。信頼されないということをすれば、信頼されるということになるのかなど。その信頼されることを一言一句、私が今から話すると何時間にもなるだろうし、何日もかかるだろうと思うんです。ここは、そのように回答させていただきたいというふうに思います。

それと、基本的人権等のところですか。これは、もう基本的にハラスメントの定義です。最初、言葉どうこうということで、ちょっともう少し細かく書いていたんですが、昨日、これについて、最初の案がこのような言葉になっているので、こっちに変更したほうがいいんじゃないかということもあったんで、昨日、最終的にまた変更させていただきました。ぎりぎりまで中身をチェックし、職員もぎりぎりの時間までしっかりと中身の言葉等を確認をしていただいて、最終的にこの言葉でというところで、最後出来上がってから皆様にお配りをしたというふうな状況です。

それと、社会的または性的差別、これも他の自治体の言葉を参考にさせてもらっていますし、これはどれが何なのかとか、例題を個々に書く必要性はないかと思います。

また、そういうふうな例が、いろんな例がありますので、その例を全て書くと、この条例の本質的な中身がぼやけてしまうのではないかとこのところによって、その都度の案件ごとに対応すべきだろうというふうに考えています。

それと、性的指向、性自認等の望まない暴露というところの質問があったかと思います。これも同じように、大きく言うと、社会的、性的差別によりというところで、同じようなところですが、若干この部分はもう少し細かい部分に踏み込んだほうがいいのではないかとこのところ、この言葉を使わせてもらった次第であります。

それと、産前産後の休暇の関係、それとか育児休業及び介護休業等、いろいろな町の職員の特別休暇は、全部で22項目か何かあったかと思います。その22項目のいろいろな特別休暇の部



分を対応するために、主なというか、重要な言葉をそこに入れさせていただいて、最後は等ということで、そのような特別休暇を利用する際はということで書かさせていただいているところがあります。

それと、誹謗中傷、風評の流布等です。これはどういうものかという、今よく裁判とかでもあっていますが、ネットで拡散するとか、そういう部分も今問題になっています。そういう部分のないように、議員も例えばフェイスブックで未確定な情報を流布するとか、場合によってはそこで中傷するとか誹謗するということがないようにやらないといけないのかな、そういうのはもう裁判とか場合によっては警察のほうに名誉毀損で訴えたりとかは現実的にあっていますので、等の中にはそういうものが含まれているということで御理解をしてください。

それと、第3条の議員に関しては、議長である私も副議長である工藤議員も委員長の人たちも皆さん議員です。だから、ここは議長とか副議長とかそういうのが入るか入らないかとかいうのは、入るのは当然です。だから、議長にしろ、副議長にしろ、皆さんここは議員である以上はこの中に入るというふうに御理解をください。

それと、第3条の全体的に、努めなければならないという部分で、するということと、いろんな言葉がここあるかと思います。ただ、他の町村の条例、他の市町の条例を参考にさせてもらってこの条文をつくっているところです。それと、防止根絶という言葉もその中にありましたので、そのような言葉を使わせていただいている。

第2条は、最終的に調整とか中身をちょっといろいろと変えたりとか言葉の問題とかありましたので、第2条はかなり扱いましたので、昨日ぎりぎりになったかと思います。議員の責務に関しては、今年4月にお配りした条例とほとんど変わっていなかったのではないかなと。若干言葉が違うところもあるかと思いますが、ほとんど一緒ではないかなというふうに思っております。

それと、町長もしくは職員等からということでありまして、なぜここに町長が入っているのか。職員が直接私のほうに言ってこれればいいんですけど、なかなか職員が私のところに言ってくるというのは難しいんだろうと思うんです。やはり、町長を経由して話が来るということを見ると、町長という言葉をごここに入れとかなないと、職員しか受け付けないということになるといけないのかなということで、町長という言葉をごここに入れさせてもらっているところです。

農業委員会とか教育委員会、その他いろいろもろもろとあるかと思いますが、個々の窓口はしっかり町長にお願いをするしかないのかなと。全ての委員会が直接というよりも、町長を経由してやったらどうかということ、町長もしくは職員等という言葉でさせてもらっています。この中には、外部のいろいろな委託をしている職員とか働いている方もおられるかというふうに思いますので、等という言葉でさせていただいているような状況です。

それと、審査会の設置です。審査会の設置は、ちょっと外部もということでも思いましたが、まず自らこの議会で、自分たち議員が自らこのハラスメントを行わない、やらないということが大前提になりますので、外部の人から、どうこうということは必要性がないかなということ、自ら議会の中で相乗効果というか、そういうものをやっていくということがいいのではないかなということ、審査会を設置することができるということにして、常任委員会とか、特別委員会の代表の人から、これも委員長と断言はしていません。代表の人から成る審査会を設置する、その中身が分かる方から審査会を設置してやったらどうかと。明らかにこれがもうハラスメントということで断定ができるのであれば、これはもう議会運営委員会でも開いて、議会運営委員会で決定をするような形になるのかと思いますが、審査会を開くということはそういうふうな微妙な難しい案件だろうと思いますので、全てが全て審査会を開く、設置をしないといけないということではなくて、審査会を設置することができるということにしてはどうかというこの議論です。これも他の町村と一緒にです。

それと、氏名の公表の件です。個人情報の問題があるというふうな話でしたが、基本的に議会議員は個人情報というのがなかなか難しいところがあるんです。個人情報があるからといって、マスコミが全て書かないのかということとそういうことはありません。全て書くんです。公共的な人間というふうな扱いになるんでしょうね。これは、芸能人も一緒なんです。書かれるわけです。だから、公表をするかしないかの中で、ここに個人情報とはいうところでどうなのかという部分もありますので、あえてここに公表を行うものとするということを一文入れているというふうに御理解を頂ければなというふうに思います。

それと、反論の機会はないのかということでしたので、言われていましたが、第9条、異議申立ての中で、異議を申し立て、訴訟はすることができる。だけど、訴訟をするとはしていないんです。してもいいし、しなくてもいいし、異議をそこで申し立てることもできる。その申立てによって、審査会を設置したり、審査会で協議したりとかいうこともあるかと思います。ここは柔軟に対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

なおかつ、議長及び副議長が調査の対象になったときは、この条例で年長の議員がこの条例の議長の職務を担うということで、この条例にも定めているところであります。

それと、議長に異議申立て、訴訟のところがということもちょっとありましたが、ここは、一応先ほどこちょっと話したようにケース・バイ・ケースだろうと思うんです。判決が出るまでずっと公表しないのかという話ですが、これは我々が公表するかしないかということで書いていることであって、そのような最高裁まで行ってすごい問題になったハラスメントがあれば、これはマスコミの方が書くだろうし、社会的制裁はその議員さんが受けるだろうと思うんです。だから、あえて自分たちがやるべき、議員がやるべきところを指定している中身ですので、あくまでも、こ

これは確定をしないのに、確定の事実確認ができないのに、町議会が公表するというのはちょっとできないのかなというふうに思っています。そのため、この部分を消すということもできないし、残すべきだろうというふうに思っています。

それと、注意義務のところ、言葉がおかしいんではないかということでしたが、これは他の町村のちょっと参考にさせてもらっていますので、基本におかしくはないと思います。ただ、ここは見解の相違で、こっちの言葉がいいんだろかなとか、こっちの言葉がいいんだろかなとかいうのはあるかもしれませんが、間違いを書いているわけではありませんので、他の町村もこういうふうな形でやっていますんで、そこは参考にさせていただいて、この条例をベースをつくったというところであります。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 宗議員、3回目です。

○議員（4番 宗 晶子君） 今の御回答を受けまして、やはり修正する点がすごく多いんではないかと思えます。今、議長一生懸命回答してくださいましたけれども、全て納得できるわけではないし、再精査が必要な内容になるのではないかと思えます。昨日に最終案が決まったようでは、やはり、きちんと委員会付託をして審議する内容ではないかと思えます。やはり、これを言うとならざる言われるのかもしれませんが、一度取り下げた上で検討をし直すべきだと考えます。もう、これは、今、議長席にいらっしゃる工藤副議長にも、私は検討すべきということをお願いしたいと思えます。以上、もう答弁は結構でございます。

以上でございます。

○副議長（工藤 久司君） ほかにありませんか。塩田議員。質問ですよ。

○議員（14番 塩田 文男君） 質疑。昨日いじったところ、そこだけ教えてください。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 昨日というか、先週ですか、全員協議会でお配りした部分で、第2条のところ、その中で北代議員から2条の項目ちゅうか中身の文面がちょっとおかしいんではないかと。特に、職員の定義とか、ハラスメントの定義を2項目に分けてちょっとしていたわけなんですけど、特にパワハラ、セクハラとかいうところがメインになって、そこは細かくハラスメントの定義を書くべきではないかという御意見でしたので、そのような形で整理をさせていただきました。第2条の定義の中に、職員の定義だけが入るのはおかしいというちょっと声もありましたんで、職員のその条文の定義はそこをのけさせていただきました。ハラスメントの定義のみにさせていただきました。

もともと、4月にお配りしたときは、上の1から4の4項目で、今の現状を考えると、5、

6の項目も必要ではないかということで、昨日、最終的に出来上がったのが4時過ぎだったかと思います。特に、2条の(1)基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、相手の人格を侵害する行為ということにしました。皆さんにはお配りしていませんけど、その前にあったのが、言葉でどうこうとかちょっと細かく書き過ぎている部分がありましたんで、なかなか難しい捉え方になるのかなということもありましたんで、最終的に4時過ぎの段階で、第2条の第1項の言葉を、もともと全員協議会でお配りをさせていただいた文面に戻したというふうな状況であります。

以上です。

○副議長(工藤 久司君) 塩田議員。

○議員(14番 塩田 文男君) 全協でそうやって北代議員からそういった指摘を受けて、皆さん聞いていましたよね。元には戻したようですが、ほか異議がなかったと思うんですが、違いますか。

○副議長(工藤 久司君) 武道議員。

○議員(9番 武道 修司君) 全員協議会でいろいろとこれも協議をさせていただいて、先ほどからちょっとお話ししたように、当初は4月の段階から原案は既にできてやっていたのですが、これも6月議会にというふうに思っていたのですが、事務局にもしっかりと勉強していただきたいなということと、もう一つは、このハラスメント根絶条例、特にハラスメントというのは本当に難しい問題だろうということで、事務局のほうにも研修に行ってということでちょっとお願いをしました。9月を目標に準備をしたんですが、もう少し事務局のほうも勉強したいということで、12月の提案になったところであります。

全員協議会でこの点も説明をさせていただいていますし、内容についてもこの内容でということで、今、宗議員から質問を受けたような中身の質問は全員協議会ではなかったというふうに思っていますので、報告をしときます。

以上です。

○副議長(工藤 久司君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(工藤 久司君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員(4番 宗 晶子君) 先ほど、政務活動費の条例提案のときは、議会は執行機関の監視機能を担う役割とありました。しかしながら、この条例の制定は、議員の正当な議員活動を制限することにつながりかねない条例でございます。全員協議会等で提案があったときも、そもそも議論にならなかったことも申し上げたいと思います。全て私の意見等は却下されました。なので、あえてここで質問させていただいた次第です。

議員を議員の中だけで判断するには、恣意的に利用される可能性が高く、公平性を欠く条例ということについても明確な答弁はなかったと思います。

また、修正の必要な点が散見され、再考が必要な条例です。

以上の理由から反対討論といたします。

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） これも、築上町議会ハラスメント根絶条例ちゅうことで、全員協議会で何度も、もう5回以上、何度も協議してまいりました。最初の第1条に当たるというか、築上町議会と職員についてちゅうことでしたけども、先ほど提出者の武道さんからも説明あったように、県議会のほうからこういったハラスメント条例を推奨していくというお願いを受けまして。

そこで、県議会は福岡県の選挙区から議員が出て、県議会が成り立っています。ですから、様々な数のハラスメント、票ハラとかいろいろありますよね、今。そういった全ての（ ）各自治体が大変な問題に直面したときに対応できるように。その調査、その問題が、事件が発生した場合の調査及び確認を行うために、常任委員会の、または特別委員会を代表する者からということ。先ほど、政治主義主張が違うから嫌だという話もありましたが、そういうことじゃなくて、ここで事件があった場合、特別委員会なり議長なり副議長なり、いろんな人たちとそういった調査、聞き取りなどをやったとします。そこでも片づかなかった場合、これは県議会のハラスメント条例に相談窓口があります。福岡県全部の自治体のこういった場合、手に負えない事件があった場合、持ってくるようにという形では窓口がある。ですから、外部調査というのはやらなくていいだろうというのは、これ全員協議会で皆さんが話しました。

そういう中で、先ほど却下と言いましたけど、全員協議会で却下するようなことやっておりません。却下なんかしていません。意見が通らなただけです。

それで、このハラスメント条例向けて、築上町では、築上町政治倫理条例、そして築上町不当要求行為等防止に関する条例、こういったものもあります。これは3つ目のハラスメント。ハラスメントは我々だけじゃなくて、住民全てがそうですけど、やはりそういったハラスメントの行為を行わない。今非常にハラスメント、いろんな性差別やいろいろあります。ですから、そういったものを行わないとつくるのはもう当然のことであり、何ら問題はないと思っています。

度重なる全協でやってきました。そして、私たち賛成議員が4名であります。（ ）5人です。先ほど言いましたように、いじくったと言われましたけど、意見が出て、皆さんそこでも反対なかったんです。だから、元にまた結果戻しましたけど、いじくったとか何とかじゃないんです。それは、皆さん全員協議会で協議してやってますんで、そういうことは全くないと思います。

これでいこうちいて出したんです。これでいこうちゅうことで今日提出したんです。ところど

っこい、26か所も訂正がありました。カラスがゴルフボールをくわえたような状況です。これはここで言うべきだったのか、それは全協のときに言うべきだったんじゃないですか。何遍会議しましたか。と思い、この条例について賛成討論といたしておきます。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対議員のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） この条例案は全員協議会でずっと議論していたのですが、その全員協議会に出されていた資料といいますか、築上町議会ハラスメント根絶条例案というのがあります。これをたたき台というか、これで議論をしていたのですが。その中に、議員という地位による相手への影響力を不正に行使した極めて悪辣な行為という文章があります。先ほど、政務活動費の質問に対するお答えの中にもあったように、我が町にはそのような議員はいないと私は思います。先ほど言われた政治倫理条例で十分だと思います。このような条例は必要ないという反対討論とします。

○副議長（工藤 久司君） 次に、賛成意見のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） このハラスメント条例なんですけど、ハラスメントなんですけど、人権侵害に当たると考えます。性別や年齢、職業、宗教、出自、人種、民族、国籍、あるいは人格に関する言動で個人の尊厳を傷つける行為だと考えます。相手を不快な気持ちにさせたり、脅威を与えたりする行為のことです。人に敬意を持って接するという事は大切なことだと思います。敬意を持ったコミュニケーションを行う、基本的なことを行えば、ハラスメントには該当しないと考えます。

しかしながら、言うべきことは言うべきです。議員として発言はしっかりするべきです。問題提起や指摘、改善要請など等、このハラスメントというのは別の問題と捉えております。適切な緊張感人は人を成長させるために必要なことですが、人の人格に当たる部分を否定するということは、これは明らかに行き過ぎた緊張感だと考えます。

よって、私たち議員自ら襟を正す意味でも、この条例には賛成したいと思います。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 久司君） これで討論を終わります。

これから、発議第6号について採決を行います。発議第6号は原案のとおり決定することに賛

成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（工藤 久司君） 起立多数です。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長の席を下りて、議長のほうに交代をいたします。

暫時休憩とします。

午後0時47分休憩

午後0時48分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長、先ほどどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

**日程第16. 常任委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（武道 修司君） 日程第16、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、新川町長から、挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さんには、1日から今日まで、慎重審議をしていただきまして、全議案採択を頂きました。大変ありがとうございました。それで、また議員発議についても、本当に活発な形での、決定をされたということでございますので、私どもに関わるものについては慎重にやってまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

なお、寒い時期になりますし、皆さん御自愛を頂きながら、新しい正月を迎えていただきたいと、このようにお願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） それでは、これで令和4年第4回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員